

## 犬・猫の引取り実施要領

### (目的)

第1条 この要領は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「法」という。）第35条第1項及び第2項並びに第3項に基づく犬又は猫の引取りについて必要な事項を定める。

### (引取り対象)

第2条 引取りができる犬又は猫（以下「犬等」という。）は、所有者のいる犬等及び所有者の判明しない犬等で依頼者から事前に相談があったもので、引き取った後の処分（殺処分又は譲渡）について同意したものである。

### (引取り依頼書)

第3条 引取りは引取り依頼書（第1号様式、第2号様式）により行い、記入は、自署又は記名押印にて行う。

2 本人の住所等を確認できる書類（自動車運転免許証、住民票又は健康保険証等公的機関により本人が確認できる書類）の提示を求めるものとする。

### (所有者のいる犬等の引取り実施方法)

第4条 事前相談の際には、終生飼養の義務を教示する。

2 あらかじめ引取りを求める犬等の譲渡先を見つけるための取組を行っていないなど、法第35条第1項ただし書きの拒否要件に合致する場合には引取りを拒否する。また、犬については、狂犬病予防法に基づく登録、狂犬病予防注射の実施がない場合には同様に拒否する。

3 引取り要件に合致した場合には、動物愛護センター、保健所又は保健部等（以下「センター等」という。）定められた場所で、依頼書の内容を十分に説明し、引取り依頼書に記入させ、手数料の徴収を行ってから引き取る。

4 出張による引取りは行わないものとする。

5 生まれた子犬等を引き取る場合には、その飼い犬等の不妊措置について指導し、誓約させる。

6 ただし、所有者が老齢、病気等特別な理由がある場合はこの限りでない。

### (所有者の判明しない犬等の引取り実施方法)

第5条 事前相談の際には、原則引取りを行っていないことを教示する。

2 犬については、大分県動物の愛護及び管理に関する条例第9条に基づき、

収容する。猫については、法第35条第3項ただし書きの拒否要件が新たに加えられたことから原則として、以下の要件を全て満たすものに限り引取ること。

- ① 調査等により所有者がいないことが地域の複数世帯又は代表者等により確認されていること。
  - ② 地域での過剰な繁殖により複数の世帯に対し生活環境上の支障を生じ、放置すると状況が悪化し地域の動物愛護意識の涵養が妨げられることが危惧されること。
  - ③ 当該市町村動物愛護担当窓口が生活環境上の支障について状況把握をしていること。ただし、自活できない猫について除く。
- 3 引取り要件に合致した場合には、センター等の定められた場所で、依頼書の内容を十分に説明し、引取り依頼書に記入させてから引き取る。
  - 4 出張による引取りは行わないものとする。

(引取り手数料)

第6条 所有者のいる犬等の引取りについては大分県使用料及び手数料条例に定める引取手数料を徴収する。

(返還)

- 第7条 引き取った犬の所有者又は管理者から返還を求められたときは大分県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に従い返還する。
- 2 引き取った猫の所有者から返還を求められたときは、「返還依頼書」（第3号様式）により返還する。
  - 3 前2項における返還については、法及び条例等に違反がない場合に限る。

(附則)

この要領は平成21年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は令和2年6月1日から施行する。